事務次官

任命権に関する訓令の運用について (通達)

標記について、別紙のとおり定められ、平成18年4月1日より実施することとされたので通達する。

なお、任命権に関する訓令の運用通達(人発1第23号。36.2.27) は廃止する。

添付書類:別紙

第1 訓令の制定にあたり留意した事項

- 1 従前のように任命権の委任に関して規定するだけでなく、任命権の委任、 その行使にあたっての要領等を規定し、もって任命権行使の適正を期するも のとする。
- 2 自衛官に関するものと事務官等に関するものとを分離し、それぞれの特性 に応じた人事管理を実施するものとする。
- 3 施設等機関の長、統合幕僚長、幕僚長、情報本部長、技術研究本部長、装備施設本部長、防衛監察監及び地方防衛局長の任命権行使に関する責任を明らかにするものとする。
- 4 任命権の行使にあたる者の心構え、職務代理者の任命権行使について所要 の規定を設けるものとする。
- 5 「補職」の辞令は、隊員に対し「特定の職を命じ、又は特定の部隊、部課室等の勤務若しくは特定の部隊、部課室付等を命ずる」こととし、当該部隊、部課室等における配置指定は、当該部隊等の長が職務命令として個別命令で取り扱うことにより、部隊等の組織における運用について配慮する。特に有事の際に補充上急を要するときは、この訓令により認められた部隊等の長の補職権を停止して上級者たる部隊等の長が一括して補職権を行使し得ることを留保するものとする。

なお、補職の職及び勤務の部隊、部課室等の範囲は、一般的に、法令で定められたもの及び防衛大臣が訓令により設けた組織とし、別に指示するものとする。

- 6 「派遣」は、自衛官を内部部局、防衛大学校等(防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部をいう。以下同じ。)及び地方防衛局においてその職務上の指揮監督の下に勤務させることをいうものとする。この場合において、派遣自衛官の派遣元の部隊等における補職は、派遣を命ぜられた時をもって自動的に解かれる取り扱いとする。
- 7 任命権行使について特例を認めていた従前の特別派遣の規定は削除する。 また、従前の派遣勤務(臨時乗組)、臨時勤務(臨時乗船)、入院について は、服務に係る事項として取り扱うこととする。

なお、従前「派遣」の制度により実行上編制表の修正をしていた憾があったが、今後は、部隊等別の定員或いは所要勤務人員の枠が組織編成の権限者たる防衛大臣により修正されたときは、その修正の範囲内において人事上は補職として取り扱うこととする。

- 8 「入校」に準ずるものとして、教育部隊への「教育入隊」を設けるものと する。
- 9 曹士又は2級以下の任命権については、相当数の人員を単位とし、かつ、

人事に係る部署において行わせるものとし、任命権行使の適正を期するもの とする。昇給についても、同様とする。

なお、海の曹士又は2級以下の任命権については、原則として地方総監に 集約するものとする。

- 10 陸海空の事務官等の任免については、末端の区々で処理させることなく、 大きな単位で集中処理することとし、あわせて施設等機関、統合幕僚監部、 情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局との 交流を図ることとする。
- 11 懲戒処分については、その適正を期すため、下級の懲戒権者の行使には上 級者の承認を要するものとする。
- 12 この訓令により権限を委任された者が防衛大臣の指示を受けてその名と責任において権限を行使すべきことはいうまでもないが、権限の行使にあたっては、当該隊員を直接指揮監督する下級部隊長等の意見を充分に参考にして 運用するよう指導するものとする。
- 13 この訓令において、防衛大臣の任免権行使に当たり「意見を聴いて」又は「具申によって」とする事務手続を規定し、また、任命権の一部を上級の隊員に委任しているが、「必要があると認めるときは、任命権の行使に関して指示し、又はこの訓令の規定にかかわらず、自らこれを行う」べきことが防衛大臣に留保されているものである。
- 14 防衛省における文書の形式に関する訓令(昭和 38 年防衛庁訓令第 38 号) により防衛大臣又は部隊等の長がその権限に基づいてその監督下にある部隊 等及び隊員に対して発する命令は、行動命令、個別命令、一般命令及び日々命令の4種に区分されている。そのうち個別命令は「内部部局の隊員以外の個々の隊員に関する命令」であると定義され、「人事発令」はこの個別命令のうちに含まれるものとして処理されている。しかし、人事発令は、いわゆる「命令」とはいいがたい。

また、人事発令を個別命令に含ませて処理しているため、厳正な命令服従が要求される自衛隊において、命令の観念が不明確となるおそれがある。たとえば、命令(指揮権)と任命権との関係について「指揮権には当然に任命権も含まれる」というような誤解を招いたりしている。

文書形式としても、人事発令とそれ以外の個別命令とは区別する方が適当である。

以上の点から、いわゆる命令と観念を異にする人事発令は、個別命令から わかれるものであることを明らかにするものとする。

# 第2 第1章(総則)関係

#### 第1条 (この訓令の目的)

第1項は防衛大臣が委任を留保して自ら行使する任命権の範囲とその事務 手続、上級の隊員に対して委任する権限の範囲、その権限行使の要領等を規 定した訓令であることを、第2項は他の訓令で隊員の任命権に関して規定し たものが本訓令の特例であることを明らかにしている。

# 第2条 (用語の意義)

# 第 1 号

「昇任」とは、隊員を上位の階級又は職務の級に任命するもののほか、本訓令においては、書記を事務官にすることも含まれるものとする。また、本訓令においては、「3 佐への昇任」とは規定せず「3 佐たる自衛官の昇任」との規定の例によるものとしている。

なお、任免には採用時、昇任時又は降任時等の号俸の決定を含むものと する。

# 第7号

「補職」とは、自衛官、事務官、技官、教官等に任ぜられてそれぞれその職務の一般的の種類の示された隊員に対し、具体的にその現に担任すべき職務の内容と範囲を指示することをいうが、その担任すべき職務の内容と範囲は、隊員に対し「特定の職を命じ、又は特定の部隊、部課室等の勤務若しくは特定の部隊、部課室付等を命ずる」とし、例えば、「陸上幕僚監部総務課長を命ずる」、「第1普通科連隊勤務を命ずる」との指示がなされることを規定している。従来、ある部隊等に所属を命ずることをもって「補職」とし、更に補職を第1次補職、第2次補職と捉える認識を改め、補職の概念を明らかにしたものである。

なお、補職の「職」(特定の職)とは、国家公務員の階級制に関する法律(昭和 25 年法律第 180 号)(今日まで実施に至っていない)あるいは自衛隊の特技制度でいう職(1人の職員に割り当てられる職務と責任)とは異なるものであって、従前の「官一任官」に対する「職一補職」をさし、「組織上の名称」を意味する。この行政組織法のいわゆる「組織上の名称」は、一般職の国家公務員については課長の職以上に限られているが、自衛隊においては、法律又は政令で定められたもののほか、補職の「職」の範囲については別に指示することとする。

#### 第 10 号

「入校(等)」とは、隊員を教育訓練のため自衛隊の学校(教育部隊) に入校(教育入隊)させることをいい、この場合における「自衛隊の学校」 とは、陸海空の学校のほか、防衛大学校、統合幕僚学校、体育学校を含む ものとする。

また、「教育入隊」とは、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和 38 年陸上自衛隊訓令第 10 号)、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和 42 年海上自衛隊訓令第 4 号)又は航空自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和 41 年航空自衛隊訓令第 3 号)において防衛大臣が定めた教育課程及び同訓令に基づいて各幕僚長が定めた教育課程を履修させるためのものとする。入校、教育入隊の発令は、隊員の経歴管理上特別に地位の与えられるべき教育訓練への参加に対して行われるものであって、開催者ないし開催場所が単に学校又は教育部隊であって、隊員の経歴管理上特別な配慮を要

しない臨時短期の講習へ参加する場合には、本訓令における入校(教育入隊)には当たらないものとする。

# 第 11 号

「派遣」は、従前の「任命権の委任に関する訓令」の下における派遣とは全く異なった形で規定され、自衛官について陸海空の部隊等における補職を解いて内部部局、防衛大学校等で当該機関の職務上の指揮監督の下に勤務させるものとされ、その身分上に関する事項は派遣元において処理することとなった。陸海空相互間における従前の派遣は、本訓令において補職として処理されることになり、また、陸海空の部隊等における臨時勤務又は臨時乗組は出張に準ずるものとして、「隊員の分限、服務等に関する訓令」に規定し、任免事項と区別するものである。

# 第3条 (職務代理者の任命権行使)

任命権は、部内の上級の「隊員」に対して委任することができるものであって、「官職」に対して委任することは認められていない。法定代理者あるいは同職代理を命ぜられた者が任命権をその名において行使することは、当然には認められないが、自衛隊における運用上、受任者を「ある官職についている隊員」と観念し、包括的に委任を行って法定代理者あるいは同職代理を命ぜられた者にも重要な事項以外はこれを代理させようというのが、本条の趣旨である。

### 第1項

法定代理者(訓令による者を含む。)が一定の事由の場合にその名において任命権を行使できることを明らかにしたものであって、本項ただし書は職務代理者が行使する場合の制限を定めているものである。

「緊急やむを得ないもの」とは、当該被代理者の意思或いは指示を得るいとまがなく直ちに処理しなければならないような事項というものである。任命権者が行うこととされている隊員の免職、降任、当該任命権者と密接な信任関係に基づく主要な職の補職等は、原則、行うことができない。

法定代理者は、一定の事由の場合は、自動的に職務を代理するものであって、特別な発令(指名行為)を要しないものとする。

「組織編成に関する法令又は訓令の定めるところにより」の規定は、職務 代理が部隊又は隊員に対する下命行為を内容とする指揮権の行使の順位とは 別のものであることを明らかにしている。

なお、「当該隊員が欠けたとき」とは、当該隊員が現補職を解かれ、死亡 し、退職し、免職され、又は失職し、かつ、後任の補職発令(兼補発令を含 む。)が同時期に行われない場合をいう。

# 第2項

#### 第4号

判定に当たっては、一般的には、代理者が当該被代理者の同意又は当該 被代理者の職の補職権者の承認を得て行うものとする。

なお、任命権の委任を受けた隊員の補職替えがなされ、新任者が着任し

ていない場合は、本条の事由に該当するものではない。軽易な定例的な事項については、不在代決の一般原則により、新任者の名において処理することが許されるが、重要な事項については、何らかの方法で新任者の指示を得るか、或いはその着任を待って処理すべきである。

#### 第3項

法定代理者にも事故があるとき又は法定代理者も欠けたときの同職代理 (事務取扱)の発令、あるいは法定代理者が置かれていない場合における同職代理(事務取扱)の発令について、その時期、発令された者の任命権行使の要領を規定したものである。

発令権者は、当該被代理者(の職)の補職権者(防衛大臣補職にかかる隊員をもって充てる場合は防衛大臣)であり、その事務手続は当該被代理者(の職)の補職手続による。

同職代理の発令は、事務取扱又は代理を命ずるとして行われるが、「事務取扱」は、上級の職にある者に下級の他の職について職務を行わせる場合に行い、「代理」は、一の職にある者にその職と同列の関係にある他の職について職務を行わせる場合又は下級の職にある者に上級の他の職について職務を行わせる場合に行うものとする。

「事務取扱」又は「代理」のいずれを命ずるかは、その職務の質及び量、 部外との関連度、組織の構成等を考慮し、当該部隊又は機関の実情に応じて、 発令権者が決定するものとする。

事務取扱又は代理の発令を要する職の範囲は、一般的に職印を有し、その名において部外と接触するものに限られ、補職の職のすべてについて同職代理の発令ができるものではない。具体的には、発令権者において決定すべきであるが、各幕僚監部の班長の職については同職代理の発令が行われないことを基準とするものとする。

# 第4条 (任命権の行使にあたる者の責務)

任命権の行使にあたる者の責務、その心構えを規定したものであるが、その任命権行使についての補助者にも同様なことが要求されていることはいうまでもない。第1-12で示したように、権限の委任を受けた者は、法令に従い、委任者たる防衛大臣の指示に従い、自らの責任において任命権を行使すべきである。

上級部隊等の長が下級部隊等の長の任命権行使について一般的には指導すべき立場にあるが、部隊等の長は、この訓令に定められた場合以外には、隷属上級部隊等の長あるいは配属上級部隊等の長たることをもって当然に隷下部隊等の長又は配属部隊等の長の個々の任命権行使について指揮監督することができるものと解してはならない。

また、下級部隊等の長は、その指揮監督下にある隊員の身上、勤務状況等 に関し、当該隊員の任命権者に対して積極的に事情を伝え、任命権が適正に 行使されるよう補佐しなければならない。

#### 第5条 (幕僚長の責務)

第3章以下に規定する任命権の委任は、防衛大臣から受任者に対して直接 行われるものであるが、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」と いう。)に規定された幕僚長の地位にかんがみ、防衛大臣の指揮監督の下に 任命権の行使に関する指導監督の権限と義務を認めたものである。

また、第2項においては、幕僚長はこの訓令の実施のための手続事項と指導監督のための要領を定めうること、そして、その定めについてはあらかじめ防衛大臣の承認を必要とすることを明らかにしている。この条項に基づく一般的な定めのほか、第3章以下で規定された「幕僚長の定めるところ」の場合も、本条第2項の適用を受けるものである。

## 第3 第2章(防衛大臣の行使する任命権)関係

第2章の諸規定は、防衛大臣が委任を留保して自ら行使する任命権の範囲と その原則的な事務手続を規定したものである。

本来、この章に規定された事項は、何ら意思表示を要するものではなく、防衛大臣の専権に属するものであるが、第3章以下の規定により上級の隊員に対し委任するものの範囲をより明らかにしようとする趣旨のものである。

「意見を聴いて」、「具申によって」、「意見を述べることができる」等の規定は、これを防衛大臣の任命権行使の制限規定と解すべきでなく、防衛大臣が任命権を行使するに当たっての原則的な補佐の事務手続を明らかにしたものである。第1-13で明らかなように、特に必要があると認める場合には、これらの事務手続によらず防衛大臣が専決することもあり得るものである。

#### 第 1 節 (任免)

事務次官、内部部局の隊員、3佐以上の自衛官、防衛大学校等の4級以上の事務官等及び地方防衛局の3級以上の事務官等の任免の権限は、防衛大臣が留保する旨を明らかにしている。

なお、この訓令の規定上は明らかにされていないが、任命権者を異にする他官公庁等の職員を、その官職を保有させたまま、当該職員の任命権者の同意を得て、隊員に任命する兼任(併任)の権限は、本章および次章以下の任免の規定を解釈して準用すべきである。

### 第7条 (1佐以上の自衛官等の任免)

当該幕僚長の意見は、事務的には、原則としては文書によるものとし、人事教育局起案の回議書を回付して行うものとする。

#### 第8条 (2佐又は3佐たる自衛官等の任免)

本条は、事務的には、当該幕僚長の具申書を添付して、人事教育局起案の 回議書を作成するものとする。幕僚長の具申は、具申の回議書を人事教育局 あて送付して行うものとする。

# 第9条 (統合幕僚監部等の3佐以上の自衛官の任免の特例)

法律上は陸海空の自衛官を定員上統合幕僚監部等(統合幕僚監部及び情報

本部をいう。以下同じ。)に所属させることを予定しているのに対し、人事上「派遣」という制度をとり、派遣自衛官の身分上の事項は派遣元において処理する建前としていることにかんがみ、統合幕僚監部等に勤務する自衛官の任命に関して統合幕僚長等(統合幕僚長及び情報本部長をいう。以下同じ。)の意見を尊重するという趣旨の規定である。

本条による意見は、事務的には、文書により人事教育局長又は陸海空の人事担当部長を通じて述べるものとする。ただし、重要な任免については、この限りではなく適宜の方法で統合幕僚長等が意見を述べ得るものである。

# 第10条 (3佐以上の自衛官の陸海空相互間の転官)

従来、陸の自衛官が海空の自衛官に、海の自衛官が陸空の自衛官に、空の 自衛官が陸海の自衛官になることを「転官」として取り扱っていたことを改 めるものである。

本来、自衛官は、自衛官を官名とし、階級の呼称の別に従い、陸海空又は 統合幕僚監部等に定員上所属するものとされており、陸海空相互間において 異動したとしても、自衛官としての身分が中断されないことはもちろん、階 級の呼称は異なるとしても当然に同位の階級に任ぜられるものである。

「当該自衛官の任免の例により、関係幕僚長の意見を聴いて又は関係幕僚 長の協議に基づく異動先幕僚長の具申によって」とは、事務的には「1 佐以 上の自衛官については、関係両幕僚長の意見を聴いて」「2 佐・3 佐たる自 衛官については、異動先となるべき側の幕僚長が具申時の当該自衛官の当該 幕僚長の署名を得て行う具申によって」というものである。

#### 第10条の3 (統合幕僚長との関係)

本条にいう「運用上必要と認める場合」とは「自衛隊の円滑かつ効果的な運用を確保する上で必要と認める場合」とのものであり、統合幕僚長が自衛隊の部隊運用による任務遂行に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、防衛大臣に意見を述べることを可能とするために規定されたもので、具体的には運用中の部隊の指揮官の定年延長、殉職した自衛官の特別昇任などが想定される。

第2項における統合幕僚長の意見は、事務的には、原則として文書により 人事教育局長又は陸海空の人事担当部長を通じて述べるものとする。ただし、 重要な任免については、この限りではなく、適宜の方法で統合幕僚長が意見 を述べ得ること、また、統合幕僚長が運用上の必要に応じ防衛大臣に意見を 述べる際には当該幕僚長と十分に調整を行うものである。

### 第11条 (内部部局等の補職)

本条第1項に掲げられた隊員に対する内部部局、防衛大学校等及び地方防衛局における「何々付」の発令は、本条の規定の趣旨により防衛大臣が行うものとする。

#### 第 12 条 (統合幕僚監部等における補職)

防衛大臣が統合幕僚長等及び当該幕僚長の意見を聴く事務手続は、原則と しては回議書を回付して行うものとする。 統合幕僚長等の防衛大臣に対する具申の要領は、第8条の例によるものとする。

統合幕僚長等の当該幕僚長との協議に係る事務手続は、原則として口頭により行い、協議の結果を具申の回議書に記載するものとする。

当該幕僚長が防衛大臣に対し意見を述べる事務手続は、原則として文書により人事教育局長又は陸海空の人事担当部長を通じて述べるものとする。ただし、重要な補職については、この限りではなく、適宜の方法で当該幕僚長が意見を述べ得るものである。

# 第13条 (施設等機関等における補職)

意見を聴く要領あるいは具申の要領、同意を得る要領は、前条の場合と同様とする。

第 14 条・第 14 条の 2 (共同の部隊又は共同機関における補職)

本条の事務手続は、原則として回議書を回付して行うものとする。なお、 第10条及び前2条の事務手続を参照すること。

## 第15条 (陸海空における補職)

本条の意見をきく事務手続及び具申の要領は、第 12 条の例によるものとする。なお、「兼補」は、駐屯地司令、基地司令等の職について考えられる。

本条第2項の統合幕僚長等の意見に係る事務手続及び第3項の協議の事務 手続きは第12条の例によるものとする。

第3項及び第4項の同意を得る事務手続は、原則として口頭により行い、同意を得た旨を具申の回議書に記載するものとする。

### 第16条 (防衛大臣補職に係る隊員の補職替え)

防衛大臣の承認を受ける事務手続は、回議書を回付して行う扱いとする。 この場合、第2項の同意を要するときは、同意を得た旨を回議書に記載しな ければならない。

## 第 19 条 (防衛大臣任免に係る隊員その他の補職)

3 佐以上の自衛官又は内部部局以外の4級以上の事務官の任免は、防衛大臣が行使するが、これらの隊員の補職については、一部、次章以下の規定により上級の隊員に行わせることとしているため、その間の事務的な連りを明らかにしようとする趣旨の規定である。

- 第2号ア 例えば、幕僚長の補職した2佐の自衛官が1佐に昇任した場合は、 具申による防衛大臣補職の隊員となるが、昇任時の職にそのままとどめる ときは、防衛大臣は、あらためて確認的な発令をしないという趣旨である。
- 第2号イ 防衛大臣の委任を受けた者の任免した1尉以下の自衛官又は内部 部局以外の3級以下の事務官等が昇任して防衛大臣任免の隊員となった場 合の所属関係を明らかにし、これらの隊員の補職を次章以下の規定により 行うべきことを示したものである。

本来、補職は、職を中心に考えられるべきものであるが、補職されるべき隊員の側からもこれを捉える必要がある。本来は、もっぱら、補職されるべき隊員の側から規定している。しかし、自衛隊においては、他の官公庁と異

なり、職自体の格上げが相当に行われる実情にあり、そのため、例えば、幕僚長の補職していた職が1佐職に格上げされることも予想される。この場合は、当該職の補職権者又は補職の要領が異なることとなるが、このような場合の取り扱いについては、この訓令では規定されていないが、本条の趣旨により解釈し処置すべきものである。

# 第19条の2 (統合幕僚長との関係)

本条については、統合幕僚長が自衛隊の部隊運用による任務遂行に重大な 支障を及ぼすと判断した場合に、防衛大臣に意見を述べることを可能とする ために規定されたものであり、具体的には、傷病、顕著な失策等により部隊 指揮官等が部隊運用上の要求に応えられない場合などが想定される。

また、平素から統合幕僚監部と陸海空幕僚監部との間で補職に係る意見交換を実施し、相互の意思疎通を図ることは当然であり、特に、自衛隊の部隊運用に大きな影響を与え得る主要部隊の指揮官、国際平和協力活動に従事する部隊の指揮官(注)その他統合幕僚長が特に必要と認める部隊の指揮官等への補職及び補職替えについて当該幕僚長が防衛大臣に意見又は具申を提出するに当たっては、あらかじめ統合幕僚長と十分調整を行うことが求められる。

- (注) 1 主要部隊については、以下のとおり。
  - · 陸上自衛隊 各方面総監、中央即応集団司令官
  - ·海上自衛隊 自衛艦隊司令官、各地方総監
  - 航空自衛隊 航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空方面隊 司令官等
  - 2 国際平和協力活動に従事する部隊については法第 84 条の 4 第 2 項第 3 号及び第 4 号並びに附則第 7 項及び第 8 項に基づいて行われる活動等に従事する部隊指揮官

本条の統合幕僚長の意見に係る事務手続きは第 12 条の例によるものとする。

### 第25条の2 (統合幕僚長との関係)

本条の意見に係る事務手続きは、第12条の例による。

第4 第3章(自衛官に関する任命権の委任)関係

### 第 26 条 (尉たる自衛官の任免)

「自衛隊法第6章に規定する行動中の期間」とは、防衛出動(法第76条) 同待機命令(法第77条)あるいは命令による治安出動(法第78条)同待機 命令(法第79条)が発せられ、自衛隊の全部又は一部が行動を命ぜられて いる期間をいう。

「その他防衛大臣が定める期間」は、その都度指定するものとする。

防衛大臣の承認を受ける事務手続は、回議書を人事教育局に回付して行う ものとする。

第27条-第30条 (准尉、曹又は士たる自衛官の任免)

准尉、曹又は士たる自衛官の任免権者については、第1-9の趣旨により 定められたが、指定部隊等の長の指定に当たっても、当然に同様のことが要 求されるものであり、その指定は防衛大臣が行うものである。この訓令中に 規定された指定部隊(等)又は指定部隊(等)の長の指定は、すべて防衛大 臣が行うものである。

ある「部隊等に所属する」とは、身分上その部隊等に籍のあるという常識 的な意味で用いられている。

任免権者が任免権を行使するに当たっては、採用、継続任用あるいは昇任 について当該幕僚長の一般的指示があった場合は、これに従わなければなら ない。

# 第31条 (1尉以下の自衛官の陸海空相互間の転官)

「関係幕僚長の協議」は、異動人員数、異動予定者の階級、特技区分、具体的人選、発令の時期等について行うものであるが、協議方式については特段の定めはない。ただし、防衛大臣の承認を受けるべき尉たる自衛官の異動手続は、異動先幕僚長が関係幕僚長の署名を得て回議書を人事教育局に回付して行うものとする。

# 第32条 (陸における2佐又は3佐たる自衛官の補職)

陸における2佐又は3佐たる自衛官の任免権は防衛大臣に留保するが、その補職については幕僚長に委任するという趣旨の規定である。ただし、陸の実情にかんがみ、方面隊及び方面総監に隷属する補給処又は病院(地方協力本部は含まない。)内における補職は、陸上幕僚長の定めるところにより、一部を当該方面総監に行わせることができるものとされた。

陸上幕僚長がある隊員について自ら補職を行わず、方面総監に補職を行わせるべく、当該隊員の補職の行われるべき方面隊あるいは補給処、病院に配置する行為は、補職行為ではない。この場合の補職権者は、当該方面総監である。

このように、陸海空に所属する隊員について、当該幕僚長又は当該隊員の 任免権者(防衛大臣を除く。)が自ら補職を行わず、当該隊員の行われるべ き部隊等又は共同機関に配置して他の者に補職を行わせることを表現するの に、人事上は「配属」という用語を用いるものとする。

なお、「陸における2佐たる自衛官の補職」とは、例えば、陸上幕僚監部 に配属された2佐たる海上自衛官の補職も含むものとする。ただし、共同機 関に配属された2佐たる陸上自衛官の当該共同機関における補職は含まない というものである。

第2項の規定は、2佐又は3佐たる自衛官の補職権を幕僚長に委任することを建前としていることにより、陸上幕僚長と方面総監の補職権の関係を規律したものである。

#### 第33条 (陸における尉たる自衛官の補職)

陸における尉たる自衛官の任免権者は幕僚長であり、補職権者も建前としては幕僚長であることを明らかにしている。ただし、陸の実情にかんがみ、

方面総監等に一部行わせることを認めたものである。特定の部隊等における補職について一部行わせるということは、陸上幕僚長の補職権を代行させ、あるいは再委任を認めるものではなく、また、従来考えられていたように陸上幕僚長を第1次補職権者とし、方面総監等を第2次補職権者とするというものでもなく、その補職権は、防衛大臣から直接に方面総監等に委任するという趣旨である(法第31条参照)。

第2項の規定は、方面総監隷下の部隊等(地方協力本部は含まれない。) 間における尉たる自衛官の補職替えについて、方面総監に権限を認めるもの であり特に有事の際の活用を期待するものである。

以上の趣旨から、前条第1項及び本条の「陸上幕僚長の定めるところ」は、 陸上幕僚長と方面総監(等)の補職権行使の範囲、手続等について陸上幕僚 長が定めているが、補職権の適正な行使を眼目として定めるべきものである。

なお、本条の「指定部隊(等)」は防衛大臣の指定である(第 27 条 - 第 30 条参照)。

# 第39条 (共同の部隊における自衛官の補職)

共同の部隊における自衛官の補職は、第14条の規定により防衛大臣が行うもののほか、自衛隊情報保全隊にあっては2佐又は3佐たる自衛官については統合幕僚長及び各幕僚長の協議に基づき陸上幕僚長が行い、その他の自衛官については自衛隊情報保全隊司令が行い、自衛隊サイバー防衛隊にあっては統合幕僚長が行うことを規定したものである。

### 第40条 (共同機関における自衛官の補職)

共同機関における自衛官の補職は、中央病院にあっては防衛大臣又は中央病院長が、体育学校及び地方協力本部にあっては、防衛大臣、陸上幕僚長又は当該機関の長が行うことを規定したものである。

防衛大臣が補職を行う場合は別として、その他の場合は、当該幕僚長又は 当該自衛官の任免権者が当該機関に配属した者について、補職を行うことと なる。

「各幕僚長の協議」の事務手続は、原則として回議書により行うべきものとする。

#### 第41条・第42条 (防衛大学校等及び地方防衛局における自衛官の補職)

防衛大学校等及び地方防衛局における自衛官の補職は、防衛大臣、当該防衛大学校等の長又は地方防衛局長が行うべきことを規定している。

防衛大臣が補職を行う場合は別として、その他の場合は、当該幕僚長又は 当該自衛官の任免権者が派遣した者について補職を行うこととなる。

# 第42条の2 (統合幕僚長との関係)

本条にいう「運用上必要と認める場合」の意義は第 15 条と同様であり、 また、協議の事務手続は第 12 条の例による。

### 第 43 条 (入校等)

防衛大臣補職にかかる者の入校は、防衛大臣が命ずるが、その他の自衛官

の入校等は、当該自衛官の補職権者又は防衛大臣の指定する部隊等の長が各 幕僚長の定めた要領により命ずるという趣旨の規定である。

防衛大学校等又は共同機関に勤務する自衛官については、運用としては、 入校等の期間が1月以上である場合は、原則として入校等予定者を原所属に 帰し(交替者を差し出し)た上で原所属の補職権者等が発令するものとする。

操縦教育等のために陸海の自衛官を空の学校等に入校等をさせる場合も、 本条の規定により発令すべきものである。

従前、入校等の期間が満了した場合等に、学校長等が原所属復帰の発令をしていたが、今後は、期間が満了した場合は自動的に、期間中途で必要のある場合は入校等を取り消すことによって、所属部隊等に復帰するものとする。この取り扱いは、入所の場合も同様とする。

なお、入校等中の自衛官の身分上に関する事項は、すべて所属部隊等において処理するものである。

## 第44条 (2 佐以下の自衛官の休職及び復職)

防衛大臣補職にかかる者の休職及び復職は防衛大臣が命ずるが、その他の 2 佐以下の幹部自衛官については当該幕僚長が、曹又は士たる自衛官につい ては当該自衛官の任免権者が命ずべきことを規定している。

共同機関に配属された自衛官あるいは内部部局等に派遣された自衛官の取り扱いについては、入校等の場合の例により処置するものとする。長期療養を要する場合も、同様とする。

### 第 45 条 (派遣)

この訓令では、派遣先においては職務上の指揮監督だけにとどめ、身分上の事項に関する取り扱いは、すべて派遣元の所属部隊等において処理すべきものと定めている。陸海空内の補職替えであれば、すべて新補職先に移ることとなるが、派遣自衛官については、職務上の事項に関しては当該派遣先に所属し、身分上の事項に関しては派遣元の部隊等に所属するという特種な形を規定している。したがって、派遣先と派遣元とがあらかじめ取決めをして、派遣自衛官の身分にかかる事項について連絡を密にし、通報を迅速確実にすべきものである。

## 第 46 条 (懲戒権者)

自衛官の懲戒処分は、当該自衛官の任免権者と本節に定める者が行うことができる旨を規定している。この両者が競合する場合及び本節に定める者相互が競合する場合については、事案により協議して懲戒権者を定めることとなるが、原則としては被処分者の第1次の指揮監督者が行うべきである。

「任免の例により」とは、例えば、1尉-3尉の自衛官の免職の処分に当たっては、各幕僚長は防衛大臣の承認を要すること、あるいは曹又は士たる自衛官の任免について幕僚長の指示又は承認を受けるべきことが定められた場合に、その手続を要するとのものである。

第 23 条の規定により、本条の任免権者に、防衛大臣は含まれないものである。

## 第47条 (施設等機関の長等の懲戒権)

施設等機関の長、統合幕僚長、各幕僚長、情報本部長、技術研究本部長、 装備施設本部長、防衛監察監及び地方防衛局長がその任免にかかる自衛官に ついて任免権者として前条第1項の規定によりすべての種類の懲戒処分を行 い得るとするものである。

### 第48条-第50条 (陸海空における懲戒権者)

「その指揮監督下にある自衛官」とは、職務上指揮監督を受けている自衛官という意味で、入校等中の者は学校等の長の、臨時勤務(臨時乗組)中の者は当該部隊等の長の指揮監督下にもあるという意味である。これらの者について懲戒処分を行うことは、当然認められるものの、勤務の態様から事案により又は関係者の範囲等によっては、所属部隊等において処置することが適着な場合もある。

また、懲戒権者は、その指揮監督下にある自衛官の規律違反に関連して自らも懲戒処分を受けるべき理由があると認めるときは、直上の懲戒権者の指示を仰ぐべきものである。

なお、統合幕僚長と統合幕僚長を通じて執行される防衛大臣の命令に基づいて行動・活動をしている部隊の自衛官については、当該命令に関連する懲戒事案については、本条にいう指揮監督関係にあるものであり、法第 22 条の規定により一部指揮下に置かれた部隊の職員と一部指揮を行う指揮官との関係については、当該一部指揮に関連する懲戒事案については、本条にいう指揮監督関係にあるものである。

#### 第51条 (懲戒権行使の承認)

本条は、懲戒処分の適正を期すため、下級の懲戒権者の行使には上級者の 承認を要するという趣旨の規定である。

「各幕僚長の定めるところ」は、承認を要する事案の内容、処分の軽重、 承認の事務手続、事後承認の認められる「やむを得ない理由」等について規 定されている。

「直近上官」とは、原則としては当該処分権者の指揮系統上の直近上官をいう。

なお、本条の規定のほか、懲戒手続に関する訓令(昭和 29 年防衛庁訓令第 11 号)、「汚職等に関する懲戒処分の基準」(昭和 31 年 9 月 26 日付次発人事第 105 号)、「調達経理関係に基く事故に関する報告」(昭和 31 年 7 月 11 日付次発人事第 75 号)及び「汚職等に関する人事処分の取扱」(昭和 31 年 10 月 12 日付)により、防衛大臣の承認を受け、又は防衛大臣に報告すべきことが定められている。

# 第54条 (陸の幹部自衛官の昇給)

第1項ただし書中の「方面総監に隷属する機関」に地方協力本部は含まれない。

### 第59条の2 (統合幕僚長との関係)

本条にいう「運用上必要と認める場合」とは、第 10 条の3に基づき自衛

隊法施行規則(昭和 29 年総理府令第 40 号)第 30 条第1項第1号又は第2号に該当するのものとして特別昇任に係る意見を防衛大臣に述べた場合であって、当該昇任の事由が防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令(平成 18年防衛庁訓令第 64 号)第2条に該当するときの昇給を対象とするものである。また、統合幕僚長が昇給を求める事務手続は、原則として文書により行うものとする。

# 第5 第4章 (事務官等に関する任命権の委任) 関係

本章は、事務官等に関する任命権の委任について、自衛官のそれと区別して 規定したものである。

従前、自衛官と事務官等に関し、手続的にあるいは権限的に一致するものを まとめて規定していたため、自衛官と事務官等の間に誤解を招き、あるいは両 者の任用体系が相当異なることに充分留意されない面があったので、両者を区 別して、それぞれの特性に応じた人事管理を確立しようというものである。

また、事務官等は、その任用は一般職の国家公務員の例によるものとされており、陸海空又は施設等機関等に所属するとしても、等しく防衛事務官等であって、相互間の交流を図る必要のあることが述べられている。

## 第60条 (3級の事務官等の任免)

防衛大臣の承認を受ける事務手続は、回議書を大臣官房に回付して行うものとする。

なお、3級への昇任については、人事院規則に定める基準の範囲内で更に 防衛大臣が定めるところによる。

# 第65条 (陸海空における事務官等の補職)

従前、例えば、空所属の事務官を陸に勤務させる必要のある場合に、陸兼務を命じていた向きがあるが、本来は第 68 条の規定により補職替えすべきものである。ただし、やむを得ない理由のあるときは、陸に配属して陸の権限者が補職するものとし、その際あわせて空のある部隊等「付」の発令をするものとする。

### 第 68 条 (補職権者を異にする補職替え)

第 17 条第 2 項にもいう「補職権者を異にする補職替え」は、単に陸海空 それぞれにおけるものをいうのではなく、例えば、陸と空、陸と施設等機関 等との補職替えあるいは兼務も含む趣旨である。

### 第 75 条 (陸海空又は共同機関における懲戒権者)

陸海空の2級以下の事務官等の任免権者がその指揮監督下の6級以下の事務官等に対して軽処分を行うことができる旨の規定であり、その任免にかかる事務官等について任免権者として第73条第1項の規定によりすべての種類の懲戒処分を行い得るものである。